

衆議院予算委員会
委員長 中井 洽 様

東日本大震災津波に関する要望

平成23年5月18日

岩手県災害対策本部 本部長
岩 手 県 知 事 達 増 拓 也

東日本大震災津波に関する要望項目

1	今後の復興や被災者支援事業などに係る地方財政措置等の拡充	2
2	応急仮設住宅の建設に係る支援等	2
3	災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援	2
4	被災者の避難生活及び生活再建に対する支援	2
5	防災・消防に係る施設・設備の早期復旧等に向けた支援	3
6	医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	3
7	文教環境の復旧・復興支援	4
8	農林水産業の復旧・復興支援	4
9	被災企業等への支援策の拡充	6
10	被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	6
11	観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援	7
12	特別法の制定などによる東北（岩手）地域への産業集積支援	7
13	公共土木施設等の早期復旧に向けた支援	7
14	鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援	7
15	被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設	8
16	復興事業としての社会資本整備等の促進	8
17	被災市町村に対する人的・財政的支援	8
	省庁別要望事項	9

東日本大震災津波に関する要望

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その全容は未だ判明していないところですが、現時点(5月16日現在)で、約4,400人の尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約3,000人と、人的被害は極めて深刻であり、まさに筆舌に尽くしがたい状況であります。

また、家屋の流失、倒壊、焼失等の中、避難されている方々も約32,000人おり、依然、厳しい状況の中での生活を強いられているところです。

本県では、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図り、また、全国の皆様からの温かいご支援とご協力をいただきながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところであり、4月25日には「岩手県東日本大震災津波復興本部」を設置するなど、復興に向けた歩みを進めているところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

国におかれても、東日本大震災復興構想会議を設置するなど、復興に向けて着実に取り組まれているところですが、「東北復興院(仮称)」のような一元的かつ総合的な機関を設置して、早急に復旧・復興ビジョンを提示し、既存の枠組みを超える強力な復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財政措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 今後の復興や被災者支援事業などに係る地方財政措置等の拡充

本県や県内市町村は、自主財源に乏しく、全国と比較して財政力が低い状況にあるが、災害復旧事業にとどまらず、今後の復興や被災者支援事業などを実施するに当たり、莫大な財政需要が生じることが見込まれ、財政状況が危機的な状況に陥ることも想定されることから、これまで以上の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実など、地方財政措置等の拡充を行うこと

2 応急仮設住宅の建設に係る支援等

被災された方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置を講じること

併せて、応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備や当該住宅入居者の負担軽減、さらには被災者の一次避難所から宿泊施設等の二次避難所への移送に係る支援を行うこと

3 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、市街地や農地、幹線道路、港湾及び漁場等のがれき等の災害廃棄物の早期処理に向け、災害等廃棄物処理事業補助金について、県を含め地方公共団体が実施したもの全てを補助対象とするとともに、仮置場の土地購入費、大企業の事業所の解体費用、家屋の基礎等地下構造物の撤去費用、解体工事以外の諸経費についても補助対象とするなど対象要件を拡大し、市町村及び県に財政的負担が生じないようなものとする

また、被災したコンクリート構造物等の盛土材などへの再利用に当たって、今後、破碎機械の需要が高まり確保が困難となることが予想されるため、国による広域的な調整・支援を行うこと

4 被災者の避難生活及び生活再建に対する支援

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バス等の輸送経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと

(2) 被災者生活再建支援制度の充実

被災者の住宅再建が図られる支援金額に拡充するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど、支援範囲を拡大すること

さらに、今回の未曾有の大災害に関しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法を制定し、全額国庫負担による基金を地方に創設して対応すること

(3) 住宅確保に向けた対策

災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置など、国の全面的な財政措置を講じること。また、被災した住宅の修繕や再建に対して、手厚い支援を行うとともに、新たな住宅・宅地の提供を行うために、体制整備や財政支援を含めた対策を講じること

5 防災・消防に係る施設・設備の早期復旧等に向けた支援

消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うこと

6 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援

(1) 医療施設の再開及び再開後の診療継続に対する支援

被災した全ての医療提供施設における、診療及び調剤等の再開に向けた施設・設備の整備に対し、十分な財政措置を講じること

具体的には、災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るほか、被災県を対象とした医療環境の早期復旧を支援する地域医療の復興のための交付金を創設し、地域の実情に応じた活用ができるような制度とするなど、手厚い支援を行うこと

また、地域の中核的な医療機関の機能回復に向けて、医師や看護師等の医療スタッフが十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

(2) 復興に向けた医療連携の取組に対する支援

広大な県土において有効な地域の医療機関と大学病院等による遠隔医療の推進に対する財政支援と規制緩和や、非常時でも高度医療・救急医療に対応できる発電機能を持ったエネルギー自己完結型の災害拠点病院の整備に対する財政支援など、復興後の医療体制を見据えた医療連携の取組のための手厚い支援を行うこと

(3) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した全ての社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営や被災者に対する健康支援等に従事する介護職員や保健師、栄養士等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

7 文教環境の復旧・復興支援

文教施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大や交付率の更なる嵩上げ等の財政的措置を行うこと

また、被災した児童生徒に対し、心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣や通学手段確保等への十分な支援とともに、奨学金、就学援助や給食費援助の拡充、教科書・教材等の給付など、学習面及び生活面に対する全面的な財政支援措置を講じること

さらに、児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を引き続き講じるとともに、自らも被災するなど厳しい環境の中で、児童生徒への対応をしている教職員に対する心のケアや教職員の住居の確保のための財政的措置を講じること

8 農林水産業の復旧・復興支援

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げた支援を行うこと

(1) 水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再建

(ア) 大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、

水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な被害を受けたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトの実施

(イ) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

イ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

(ア) 生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するための、漁協事務所、共同利用施設の整備への支援

(イ) 漁協を核とした漁業、養殖業の円滑な再開を推進するための、漁協・関係団体の運営経費への支援

ウ 水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の復興に欠かせない漁港などの水産基盤施設等について、早急な復旧・復興に向けた全面的な支援

エ 漁業者等の生活補償等

(ア) 生活手段を失った漁業者等に対する緊急雇用制度の拡充（新たな基金の設置）や働く場が確保されるまでの間の所得補償の実施

(イ) 水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 津波により、壊滅的な被害を受けた地域において実施する災害復旧関連事業について、併せ行う事業に係る限度額や面積などの要件の大幅な緩和

(イ) すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも拡大するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とする措置の実施

イ 被災市町村における産地づくりに向けた総合的な支援

被災市町村の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、機械・施設等の整備を全面的に支援する制度の創設

ウ 農業者の経営再建に向けた支援

燃料や飼料不足に伴う生乳廃棄、家禽の死亡に対する損失補てん対策の実施

(3) 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策

ア 公共土木施設等の復旧の支援

林野関係災害復旧事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)とするとともに、壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設

イ 林業関係施設の復旧等の支援

(ア) 被災した合板・製材工場の本格的な復旧・整備に対する支援制度の創設

(イ) 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、被災した工場が再稼働するまでの地域外への運搬経費支援の継続や原木チップの支援対象への追加

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特別な措置の実施

9 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、政府系金融機関等による既存債務の大幅な減免など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な金融支援策を講じること

特に、企業の既存債務や個人の未払い住宅ローンについては、返済や新たな借入れが困難となっており、再建に大きな障害となっていることから、既存債務の解消のため国による積極的な支援を行うこと

10 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

当面の雇用維持を図るため、被災事業者に対する雇用調整助成金等の拡充、被災者を新規雇用する事業主に対する雇用助成金制度の創設及び被災した労働者・離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長等の支援策を講じること

また、被災地における雇用対策基金のさらなる増額や期間延長等の措置を講じることにより、雇用の創出を図る総合的な施策を推進すること

11 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

12 特別法の制定などによる東北(岩手)地域への産業集積支援

今般の災害は、住民生活から産業振興までかつてない範囲で社会全体を覆い、我が国産業の根幹をも揺るがしていることから、再び我が国が世界をリードする強固な産業国家となるための戦略の中で、被災した東北をその牽引役に位置付けるとともに、その実行のための特別法の制定などにより、振興地域として、復旧から復興、発展へと成長するための諸施策を集中的に投入すること

特に、本県並びに東北の基幹産業である自動車・半導体関連産業などの早期復興をはじめ、その支えとなる物流インフラの早期整備、優遇策の適用など、総合的な措置を講じること

13 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援

広範かつ甚大に被災した道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置など、国の全面的な財政措置を講じるとともに、災害復旧事業について、港湾のふ頭用地などへの適用等の対象要件の緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

また、災害復旧事業によるがれき処理について、港湾区域全域を対象とする等の採択要件の緩和及び環境省所管の災害等廃棄物処理事業と同様に全額国庫負担とする等の全面的な財政措置を講じること

加えて、国が実施する道路等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担等の全面的な財政措置を講じること

14 鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援

壊滅的な被害を受けた三陸鉄道やJR各線の早期復旧に向け、強力な支援を行うとともに、経営基盤が極めて脆弱な三陸鉄道株式会社に対して、手厚い経営支援を講じること

また、被災地域内を運行するバス事業者の維持運営に対する支援等

を行うこと

15 被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設

被災した市街地や漁業集落の早急な復旧・復興を図るため、大胆な市街地再編を可能とする被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設や災害公営住宅等の住宅確保に向けた対策の充実、避難ビル建設への支援や地域が進めるまちづくりをハード・ソフト両面で支援する新たな交付金制度など、復興に向けた新たな総合的な制度を創設すること

また、防災集団移転促進事業について、被災した土地の適切な価格での買い取り等の要件拡充や住宅建設資金の給付、採択要件の緩和や補助率の引上げ等の拡充を行うこと

16 復興事業としての社会資本整備等の促進

被災地の早期復興に向けて、「復興枠」として社会資本整備費の重点投資を行うとともに、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦貫する道路、及び東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の整備を復興事業として位置付け、早期に全線開通すること

また、新たなまちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設を早期に整備することとともに、沿岸地域の雇用の中核的な担い手である拠点企業の経済活動を円滑に再開させることが喫緊の課題であることから、企業所有専用岸壁等の重要な施設の復旧にあたり、国において適切な支援を行うこと

17 被災市町村に対する人的・財政的支援

陸前高田市や大槌町等、庁舎の大規模な損壊や職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、他の自治体から職員を派遣するなどの人的支援体制を引き続き全国レベルで講じるとともに、派遣等の経費について全面的な財政的支援を行うこと

また、震災復興計画の策定や復興住宅建設などの復興事業の実施において国等による技術支援を行うなど、人的支援を講じること併せて、庁舎、備品等の整備に対する財政的支援を行うこと

省庁別要望事項

【内閣府】

- 1 今般の津波災害にも対応できる全国的な津波対策の検討及び早期確立
- 2 震災復興に向けた地域自主戦略交付金の重点配分
- 3 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援及び被災者生活再建支援制度の要件緩和（基金対応でなく国負担による拡充、要件緩和により全ての被災区域を適用対象）
- 4 新公益法人制度への移行期間の延長及び優遇措置の拡充
- 5 地域活性化・公共投資臨時交付金事業の期間延長
- 6 国の補正予算に対応した補助裏などの地方負担分や、地方単独経費による災害対応関係経費などに充当可能な、これまでも増して自由度の高い交付金の創設

【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員及びこれに伴う財政措置
- 2 警察署、交番、駐在所、待機宿舎等の治安基盤施設の早期復旧に関する財政措置
- 3 復旧に必要な交通安全施設等の整備に関する財政措置
- 4 運転免許試験場（沿岸運転免許センター）の復旧（免許システム、機器整備等）に関する財政措置
- 5 災害等各種事案に迅速に対応するための総合指揮室の整備に関する財政措置
- 6 警察活動車両・船舶、通信機器その他装備資機材の整備に関する財政措置
- 7 警察情報通信基盤、捜査支援システムの早期復旧に関する財政措置
- 8 警察の災害警備活動に要する経費への支援

【総務省】

- 1 被災団体に対する財源措置の充実
 - (1) 災害復旧事業にとどまらず、今後の復興や被災者支援事業などこれまで以上の国庫補助・負担率の引上げや特別の地方債の発行など、地方財政措置等の拡充を行うこと
また、これらのハード・ソフトにわたる直接の行政サービスのみならず、そのベースとなる行政事務の負担の増大、人件費の増等を的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること
(具体例)
 - ・ 県では長期間にわたり市町村等の現地への職員派遣、刻々と変化する現地の状況に合わせた支援策や対策の立案、関係機関との連絡が必要となり、これらに要する人件費や事務費が膨大となる見込み
 - ・ 災害復旧事業の前提となる調査費の大半は、国庫補助事業の対象外であり、被害が広範かつ甚大である本県にあっては、多大な財政負担が生じるおそれ
 - (2) 災害対応のニーズの多様化や長期化等に伴い、補助制度の対象外となる対応が増加しているが、こうした単独事業についても的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること
(具体例)
 - ・ 現地の病院施設が被災したことによる被災者の中核病院への通院のための無料バスの運行経費
 - ・ 被災した児童・生徒が当面必要とする教科書、教材及び給食費支給に要する経費
 - ・ 被災地に駐在する災害対応職員の宿泊に要する宿泊施設借り上げ経費 等
 - (3) 庁舎、備品等の整備（仮庁舎の整備や一次移転経費を含む）に対して、弾力的な運用が可能な自由度の高い交付金や地方交付税による措置を講じること
備品等の例：公用車、OA機器類、OAシステム、通信機器、自家発電設備等

- (4) 被災した公立病院の医療機能回復等に向けた地方公営企業繰出金の拡充
具体例：仮設施設の施設及び医療器械等設備の整備費及びリース料等運営費、施設の撤去費
- 2 地方債関係
 - (1) 地方債の特例措置の実施、特別の地方債の創設
 - ① 復興計画等に基づく特別の地方債（システム構築等のソフト事業・取り壊しのみ
の事業、土砂災害防止法に基づく基礎調査等に係る地方債）の創設、交付税措置の
拡充
 - ② 震災発生日以降から22年度末までの経費を翌年度の起債の対象とすること
 - (2) 財政融資資金等の公的資金に係る地方債を導入して整備した施設等の滅失に伴う、
当該地方債の繰上げ償還の免除
 - (3) 地方債利息の免除（被災により償還できない財政融資資金等について、違約金のみ
ならず、利息の免除も行うこと）
- 3 地方公営企業の手数料の減免措置等による減収額に対する補填措置の創設
- 4 被災者に対する地方税の減免措置等、各種特例措置の適用
 - (1) 阪神・淡路大震災の際に講じた被災者等に係る地方税法における特例措置と同等以
上の特例措置の創設
 - ① 確定優良住宅地等予定地向けの土地の譲渡に係る期間の延長
 - ② その他必要な特例措置
 - (2) 被災家屋の代替取得に係る地方消費税の特例（地方税法）
被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害によ
り滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については地方消費税を課さな
いこととすること
 - (3) 法人住民税均等割の課税期間の特例（地方税法）
被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により事業活動が休止している
期間については、均等割の課税期間から控除すること
- 5 復興に係る被災した第三セクター鉄道事業者への地方自治体支援に対する国の財政支
援制度の創設
- 6 上下水道や市場など地方公営企業等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の創
設
災害復旧事業における地方公営企業等災害復旧事業（上下水道、市場）に係る起債に
ついても、元利償還金に対する交付税措置を講じること
- 7 情報通信網の早期復旧
テレビ、ラジオ、固定電話、携帯電話、インターネット、地域イントラネット及びケー
ブルテレビの早期復旧と支援
- 8 地上アナログ放送停波の延期に係る放送事業者への支援
- 9 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設や光ファイバー等の情報
通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 10 消防関係
 - (1) 消防救急無線のデジタル化について、平成28年5月の移行期限の延長、並びに無
線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減
 - (2) 殉職者、障がい者となった消防職団員に対して、県及び市町村が支給する賞じゅつ
金への財政支援
 - (3) 被災地で活動する消防団員の出動手当等への更なる財政支援
 - (4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うために「被災者支援システム（仮称）」
を導入する経費に対する財政支援。

【外務省】

- 1 被災により滅失、損傷した旅券の所持人に対する救済制度の創設

【財務省】

- 1 被災者・被災企業に対する国税の減免措置等、各種特例措置の適用
 - (1) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）による特例措置と同等以上の特例措置の創設
 - ① 所得税
 - ア 被災者向け住宅、被災代替資産等に係る償却の特例
 - イ 災害復興のため土地等を譲渡した場合、災害に伴う事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例
 - ウ その他必要な特例措置
 - ② 法人税
 - ア 被災者向け住宅等に係る償却の特例
 - イ その他必要な特例措置
 - (2) 被災家屋の代替取得に係る消費税の特例（消費税法）

被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については消費税を課さないこととすること
 - (3) 被災企業に対する所得税、法人税をはじめとする税制全般の減免等の特別措置
被災企業等に対する法人税等の減免措置、復興資金を捻出するために行う土地等の売却にかかる譲渡益課税の免除
- 2 地方債利息の免除（被災により償還できない財政融資資金について、違約金のみならず、利息の免除も行うこと）
- 3 被災した市町村に対する社会資本整備総合交付金等の交付率の引上げを含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資

【文部科学省】

- 1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の災害復旧対象経費の適用拡大
- 2 公立学校災害復旧に係る事務手続きの大幅な簡素化
 - (1) 事業計画書、交付申請書等の順次提出及び受付
 - (2) 被害写真による判断等、現地調査の簡略化
- 3 災害復旧に係る設計書作成の省略（見積書等の活用）
- 4 教職員住宅確保のための被災地及び被災地周辺の既存教職員住宅の改修費用の財政的支援及び応急仮設教職員住宅建設に係る国庫支出金制度の創設
- 5 災害復旧事務手続き等に係る専用相談窓口の設置
- 6 被災した社会教育施設（文化施設含む）の災害復旧事業に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 7 被災によって心にダメージを負った児童生徒に対する支援
 - (1) 被災した児童生徒の心を支えるために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）を、国の責任において派遣又は派遣するための費用の全面的な財政支援
 - (2) 被災経験をした児童生徒へのケアのためのスクールソーシャルワーカー配置事業の十分な財政支援
 - (3) 教員やスクールカウンセラーを支援するケアサポート支援員（仮称）の配置
- 8 被災した幼児児童生徒の学業及び通学に対する支援
 - (1) 被災によって失った教科書、教材、文房具、通学用品等の支給や、学校再開後の学

- 校給食に対する支援等、学習面及び生活面に対する全面的な財政支援
- (2) 被災した高校生が教育を受けるに当たって、早急に必要とされる教科書、教材、通学用品等への県の支援策に対する財政支援
- (3) 被災児童生徒の就学のための通学バス運行委託経費及びバス購入経費等に対する財政支援
- 9 被災した次のような児童生徒を対象とした就学奨励金や助成金による就学援助及び新たに全寮制の小中一貫の公立学校を整備することとした場合の財政支援
- ・ 被災によって保護者を失った児童生徒
 - ・ 被災によって保護者が職を失った児童生徒
 - ・ その他被災によって経済的に就学が困難になった児童生徒
- 10 被災した児童生徒及び学生に対する就学援助等に係る自治体（一時避難受入先自治体含む）への全面的な財政的支援
- 11 被災地に存する小・中学校及び避難地区（受け入れ地区）の児童生徒数の急変に係る教職員定数の確保についての継続的な特別措置
- 12 被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の継続的な加配措置
- 13 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する全面的な財政支援
- 14 被災した高校生及び大学生を対象とした給付型の奨学金制度の創設又は現行貸与枠拡充のための財政的支援
- 15 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率の嵩上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
- 16 災害復旧に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援
- 17 私立学校の復旧事業に対する補助率の大幅な嵩上げ、特に幼稚園に対しての国費による全面的支援及び災害復旧事業事務手続きの大幅な簡素化を行うこと
- 18 私立学校が被災した生徒に対し行う経済的負担の軽減に対する財政的支援の対象の拡大
- 19 日本私立学校振興・共済事業団融資の償還免除又は猶予等
- 20 私立幼稚園への経常費助成について、5月1日を基準日とした運用を緩和すること
- 21 国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
- 22 災害に強い新しい社会環境づくり
- (1) 三陸をフィールドとする地震・津波・海洋の総合的、世界的な研究拠点と海洋エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
 - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した洋上風力発電設備メガソーラー発電設備等の整備
- 23 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
- (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
 - (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
- 24 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化
- 空間線量率、降下物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施
- 25 環境放射能モニタリング監視体制強化に要する委託費の増額
- 国からの委託により各都道府県が実施している環境放射能モニタリングについて、東京電力福島第1原子力発電所の事故後、国からの指示に基づき監視体制を強化したことにより生じている費用分の委託費の増額

【厚生労働省】

- 1 被災を受けた全ての医療施設、医療従事者養成施設等の早期復旧に対する手厚い補助等の支援
- 2 被災地域を対象とした地域医療再生のための交付金制度の創設
- 3 被災地の中核病院に対する医師、看護師等の派遣支援
- 4 仮設住宅群と仮設等の医療機関を結ぶ交通機関への支援
- 5 復興に向けた医療連携の取組に対する支援
- 6 地域医療を担う薬局の機能再生に向けた支援
- 7 社会福祉施設等の災害復旧に対する手厚い補助等の支援
- 8 被災地の復興計画に対応した社会福祉施設等の復旧に対する支援
- 9 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援
- 10 被災者に対する健康支援等に従事する保健師や栄養士の継続的な派遣支援
- 11 被災介護保険施設及び老人福祉施設等入所者のケア確保のための受入れ施設等の基準等の緩和又は特例措置（介護保険法）の継続
- 12 被災者に対する介護保険料及び利用料（利用者負担）の減免の適用（介護保険法）の継続
- 13 被災市町村の要介護認定事務の簡素化
- 14 被災地の精神科医療施設を拠点とした心のケアに必要な人材確保のための補助制度の創設
- 15 市町村地域生活支援事業（被災を理由とする日常生活用具給付等事業）に係る手厚い補助の創設
- 16 被災を理由とする補装具費の負担に対する手厚い支援
- 17 障がい者支援施設等が被災した障がい者を緊急的に受け入れた場合における措置費及び日常生活費の負担への手厚い支援
- 18 被災により急増が予想される患者に対応する精神科救急医療施設への補助制度の充実
- 19 障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等の支援
- 20 自殺対策緊急強化基金の積み増し等の支援
- 21 こころのケアチームの派遣に係る継続的なあっせん及び派遣経費に対する手厚い補助等の支援
- 22 被災児童を受け入れるための児童養護施設等の整備及び児童養護施設等における被災児童に対する処遇の充実に対する手厚い支援
- 23 被災児童の心のケアや生活支援の充実
- 24 母子寡婦福祉資金貸付について、国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）、利子負担の軽減（無利子）、貸付対象（基準）の拡大
- 25 出産後の母子の住居の確保に対する支援の充実
- 26 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い補助等の支援
- 27 被災地以外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合に、国に直接請求することができる制度とする等、事務処理の簡素化
- 28 応急仮設住宅の建設支援等及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の整備促進（応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備及び応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置、応急仮設住宅入居者の公共料金の減免措置などの負担軽減）
- 29 災害救助法に係る応急修理制度の要件緩和（実施期間延長、所得制限の撤廃など）
- 30 被災により需要の急増が予想される生活福祉資金貸付制度の貸付原資を全額国庫補助とすることと、すべての被災世帯を適用対象とする特例措置の創設及びこれに伴う事務経費の確保
- 31 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 32 放射能測定機（GMサーベイメーター）の装備に係る財政的支援

東京電力福島第1原子力発電所の事故を受け、県内各保健所への環境放射能測定機の
装備への財政支援

33 地域の雇用維持・拡大に繋がる各種支援の拡充

- (1) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な支援対策の推進
 - ① 被災事業者に対する雇用調整助成金等の拡充（給付日数の延長、助成額・助成率の引き上げ、申請手続きの簡素化、申請受付期間の延長など）
 - ② 被災した労働者・離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長（特定受給資格者（解雇等による離職者等）の場合 現行：最高330日）
 - (2) 被災地域における雇用創出のための雇用対策基金の要件緩和等
 - ① 被災した労働者・離職者等に雇用の場を創出するための雇用対策基金のさらなる増額と期間延長
 - ② 災害復旧のための建設土木事業への対象拡大
 - ③ 緊急雇用基金内の事業間の流用のさらなる緩和、及び緊急雇用基金とふるさと基金間の流用についての運用拡大
 - (3) 店舗、工場の修復及び新增設等施設への補助と人件費助成のパッケージ型国庫補助制度の創設
 - ① 被災地域における事業所の新增設、離職者の雇用に対する地域雇用開発助成金の助成対象の拡大、助成額・期間の拡充
 - ② 雇用対策基金事業の事業所施設設備整備への対象拡大
- 34 雇用促進住宅を緊急避難場所又は一時入居先として利用する者（自治体が負担した場合を含む）の光熱水費の費用に対する支援
- 35 被災した県立職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧への全額国庫負担による財政支援の拡充
- 36 職業訓練受講者に対する訓練手当を全額国庫負担とする財政支援の拡充

【農林水産省】

1 水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施について

- (1) 漁業と流通・加工業の一体的な再建
 - ① 漁船・漁具・定置網施設の取得及び造船所の復旧に係る全面的な財政支援
 - ② 養殖施設、種苗生産施設（アワビ、ウニ等）の復旧に係る全面的な財政支援
 - ③ 本県の主要魚種であるサケ増殖に必要なふ化場施設の復旧に係る全面的な財政支援
 - ④ 漁業者の生産活動を支える倉庫・漁船上架施設等の共同利用施設の復旧に係る全面的な財政支援
 - ⑤ 産地の流通拠点及び関連する魚市場、流通加工施設、冷凍冷蔵施設の復旧に係る全面的な財政支援
 - ⑥ 水産物の安定を確保するために必要な衛生管理型市場及び付帯施設の復旧に係る全面的な財政支援
 - ⑦ 水産加工業者の操業再開を支援する施設・機器整備への助成
 - ⑧ 加工・流通・販売業者の経営再建に向けたきめ細やかな融資、補償制度の充実
 - ⑨ 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援
- (2) 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開
 - ① 地域の水産業振興の核となる漁協の事務所の設備や電算システム等の早期復旧に係る全面的な財政支援
 - ② 漁協を核とした経営体を育成するため、漁船、養殖施設の無償貸与制度への全面

的な財政支援

(3) 水産基盤施設等の復旧・復興

- ① 災害復旧事業の国庫負担率、国庫補助率の引上げ
- ② 漁港環境施設、海岸環境施設、漁港施設用地、遊漁船用施設、漁業集落環境施設等を災害復旧事業の対象とするとともに、激甚災害指定に伴う特別財政援助の対象とすること
- ③ 災害復旧事業等の事業期間（原則3ヶ年）の延長など、災害復旧制度の柔軟な運用や要件緩和を講じること
- ④ 被災した建設中の施設等についての災害復旧事業への適用
- ⑤ 漁港関係災害関連事業や復興に関連した水産基盤整備事業等の補助率の引上げ
- ⑥ 台風や低気圧来襲時の漁船転覆等を防止するため、緊急に漁船陸揚げクレーンを設置する事業の創設
- ⑦ 全国的な津波対策の見直しや設計基準等の早急な見直し
- ⑧ 災害に強い地域づくりのための津波避難兼用複合建築物（水産加工場兼用津波避難ビル等）の整備に対する支援制度の創設
- ⑨ 国庫補助事業等により取得した漁港施設等に係る財産処分や漁港施設利用計画変更などについて、制度の柔軟な運用や要件緩和
- ⑩ 漁港の指定（合併、取消、区域変更等）についての制度の柔軟な運用や要件緩和

(4) 漁業者等の生活補償等

被災した漁業者が漁業収入を得られるまでの雇用の場の確保等、当面の生活支援策を講じること

2 農業・農村の復旧・復興対策

(1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- ① 被災住民が農林水産業をはじめとする就業の場を確保しつつ、今後においても地域に居住し、安全・安心な暮らしを享受していけるよう、新たな地域づくりに向けた事業予算を重点配分するなど全面的に支援すること
 - ア 防災機能の強化に向けた農地海岸保全施設の整備について、東日本大震災による津波の規模を斟酌した防災設計基準等を早急に確立し、国の全額負担による早期復旧
 - イ 被災地の早期復旧や新たな地域づくりの一翼を担う、農業農村整備対策予算等の重点的な配分
- ② 沿岸地域の食料供給力の維持・確保に向け、地盤沈下した農地や用排水路等の早期復旧、塩分など農作物の生育に障害を及ぼす物質の除去に対し、万全の対策を講じること
- ③ 未曾有の大災害に的確に対応し、被災地域を早期に復旧・復興させるため、農地・農業用施設災害復旧事業等の制度の見直しや拡充を行うこと
 - ア 地震により被災した農地や農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国の全面的な財政支援
 - イ 災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃
 - ウ 災害査定や計画変更等に係る事務手続きの簡素化や事業期間の延長
 - エ 被害調査や査定設計委託等に要する経費に対する全面的な財政支援
 - オ 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等への国庫補助の復活
 - カ 農業集落排水施設に係る特別の財政援助の拡充
- ④ 各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや地方財政措置等の拡充など、被災地域の農業者への全面的な財政支援
 - ア 災害関連事業や被災地域の復興に向けて実施する農業農村整備事業等に対す

る全面的な財政支援

イ 被災した農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金等に対する全面的な財政支援

ウ 被災した土地改良区事務所や農業者等が共同で利用する施設及び設備の再建、並びに復興に係る体制強化に対する全面的な財政支援

エ 農業農村整備事業等を実施中の農地・農業用施設等の被災に対する災害復旧事業の適用

オ 地震に伴う地殻変動により補正が必要となった確定測量成果等の追加作業に対する全面的な財政支援

(2) 早期営農再開に向けた生産・経営対策の充実

① 営農再開に必要な機械・施設等の購入経費に対する全額助成など、全面的な支援制度の創設

② 市町村等が新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用して整備した交流施設等の復旧に対する支援制度の充実

③ 農業法人等が被災者を雇用する場合、又は被災した農業法人等が経営再建に取り組む場合の、人件費の負担軽減を図る支援制度の創設

④ 地域の意向に即してモデル的な農業団地を建設するため、施設用地の造成や生産施設・機械を総合的に整備する支援制度の創設

⑤ 燃油や飼料の不足に起因した生乳の廃棄、家禽の死亡による損失補てん制度創設

⑥ 青果卸売市場施設の整備について、全面的な財政支援

3 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について

(1) 公共土木施設等の復旧の支援

① 林野関係災害復旧事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)

② 壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設

(2) 林業関係施設の復旧等の支援

① 被災した合板・製材工場の本格的な復旧・整備に向け、損壊した施設・機械設備の再整備等に対する支援制度の創設

② 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、被災した合板・製材工場が再稼働するまでの地域外への運搬経費支援の継続や原木チップの支援対象への追加

(3) 地震火災の延焼により発生した森林火災の跡地復旧を確実に進めるため、森林所有者に負担を求めず被害木の除去や復旧造林を行うことが可能な全額国庫負担の森林火災跡地復旧対策事業の創設

4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特別な措置の実施

【経済産業省】

1 再建に大きな障害となっている企業の既存債務や個人の未払い住宅ローンの返済について、国による積極的な支援を行うこと

2 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成(原資の提供、利子・保証料補給への助成(償還期間の猶予、償還減免))

3 設備資金貸付・設備貸与事業の貸付規模の拡大及び貸付条件の緩和(従業員数・無利子)

4 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和(大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償

還減免)

- 5 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引き上げ）
- 6 被災した事業協同組合等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（補助率の嵩上げ）
- 7 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 8 事業協同組合の復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に係る経費に対する補助制度の拡充
- 9 地震リスク軽減のための支援策の創設（公的な事業用資産向け地震保険制度の創設、地震保険料相当額を固定資産税から減免等）
- 10 返済資金の無利子化、事業用施設・設備等の修繕助成などの復旧から、事業の拡大発展に向け、被災した中小企業の事業再構築を支援するための復興ファンドの組成
- 11 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 12 物流インフラ等の事業環境の整備支援（高速道路無料化、JR貨物輸送及び港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 13 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
 - (1) 事業所再建に対する直接的支援措置の創設
 - ア 事業所再建に対する直接補助制度
 - イ 自治体が支出する補助金に対する財政措置
 - (2) 拠点事業所が行う環境整備（雇用維持に向けた社宅等の整備）に対する直接補助制度の創設
 - (3) 被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設
- 14 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
 - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
 - (2) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
 - (3) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
 - (4) 法人税、消費税、関税等の免除及び住民税、固定資産税などの減免措置
 - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
- 15 建設資材等の供給支援（被災地域の民間工事に対する建設機械、資機材の優先供給）
- 16 電力の早期復旧、安定供給支援
 - (1) 県内への電力の継続した安定供給について電力会社への指導
 - (2) 内陸部を含め、県内における電力の使用制限の未実施
- 17 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
 - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
 - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 18 企業敷地のがれき撤去支援（工場復旧、復興に向けたがれき撤去に係る補助制度の創設）
- 19 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践を支援する補助制度の創設
 - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 20 ガス供給の早期復旧（ガス供給の早期復旧支援）

- 21 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化（空間線量率、降下物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施）
- 22 県が環境放射能測定装置（モニタリングポスト）を複数箇所に設置する際の財政的支援
- 23 ゲルマニウム半導体検出器の整備に要する財政的支援
放射線の核種分析を行うためのゲルマニウム半導体検出器を、都道府県が整備する場合の補助制度の創設または財政的支援
- 24 亜炭採掘跡の陥没被害の緊急保全対策に係る財政的支援（今回の震災により、亜炭採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、災害復旧工事に必要な特定鉱害復旧事業基金の積み増しなどの財政的支援）

【国土交通省】

- 1 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援
 - (1) 公共土木施設のがれき処理について、河道断面の3割未満の埋塞等も含め、全て災害復旧事業の対象にするとともに、港湾における採択要件を港湾区域全域に拡大
 - (2) 災害復旧事業によるがれき処理について、環境省所管の災害等廃棄物処理事業と同様に全額国の負担とする財政措置
 - (3) 被災したコンクリート構造物等の破砕機械の確保に対する広域的な調整・支援
- 2 応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備及び応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 3 庁舎等の仮設建築物に対する制限の緩和に係る工事着手期限について、被災地の実態に合わせた延長等の見直し
- 4 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 5 避難所を土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策に対する支援措置
- 6 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の早期復旧に向けた国庫補助・負担率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置、調査設計等に要する費用に係る国の全額負担等の全面的な財政支援
- 7 国が実施する道路等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担等の全面的な財政支援
- 8 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 9 公共土木施設の災害復旧等について、被災状況を踏まえた災害査定の柔軟な対応、設計変更等に係る事務手続きの簡素化、事業期間の延長、被害が甚大な市町村に対する災害申請事務等の県代行制度の創設
- 10 防波堤、防潮堤等の防災施設について、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基準等の確立
- 11 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 12 地盤沈下等が生じた被災地に対する基本測量の早期実施及びレーザー測量図面等の提供
- 13 上下水道や市場など地方公営企業（上下水道、市場）等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の拡充
- 14 建設工事請負契約書及び設計業務等委託契約書に基づき請負者又は受注者から請求される不可抗力による損害の費用に対する財政措置
- 15 被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設
 - (1) 都市計画決定や被災戸数を要件としない小規模市町村でも実施可能な被災市街地

- 復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設（補助率の引上げ、市街地再編を先行して実施し権利関係の整理を事後に行う仕組みの導入、避難路を整備するための仕組みの導入等）
- (2) 災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
 - (3) 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用等に対する全面的な支援
 - (4) 地域が進めるまちづくりをハード、ソフト両面で支援する新たな交付金制度の創設
 - (5) 被災により地盤沈下した土地の復旧復興に対する新たな制度の創設 等
- 16 被災した市町村に対する社会資本整備総合交付金等の交付率の引上げを含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資
- 17 復興事業としての社会資本整備の促進
- (1) 三陸沿岸地域を縦貫する三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道及び内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線の3年間の重点的な整備及び5年以内の全線開通
 - (2) 地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）の直轄権限代行による早期整備
 - (3) 湾口防波堤、防潮堤等の防災施設の整備
 - (4) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
- 18 沿岸地域の拠点企業が所有する専用岸壁等の重要な施設の復旧に対する国の適切な支援
- 19 被災市町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化
- 20 被災市街地復興特別措置法について、都市計画区域外への適用等の見直し
- 21 復興事業に係る開発行為の許可手続きの緩和措置等
- 22 被災した土地の被災前の価格での買い取りや住宅建設資金の給付、採択要件の緩和や補助率引上げ等の防災集団移転促進事業の拡充
- 23 被災した宅地（擁壁の崩壊、宅地地盤の沈下・崩壊、土壌汚染等）の復旧を早急に行うための支援制度の創設
- 24 仙台空港が全面復旧していないことを踏まえ、東北の拠点空港としてのいわて花巻空港の活用促進（国際便の運航等）
- 25 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
- 26 鉄道の早期復旧（JR各線等の復旧支援、三陸鉄道の復旧及び維持運営に係る財政的支援）
- 27 バス交通維持運営確保（幹線バス交通（沿岸と内陸部等を結ぶ路線及び国道45号線の路線）や被災地域内のバス交通に係る維持運営経費支援並びに被災施設・車両の復旧支援）
- 28 被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設

【環境省】

- 1 廃棄物施設の復旧に対する支援
廃棄物処理施設の復旧について、災害廃棄物の処理を適正に進めるため、全額国庫負担とするとともに、建設中又は供用開始前の廃棄物処理施設であっても、復旧に要する場合と同等の国庫による負担を適用
- 2 災害廃棄物の処理に対する支援

- (1) 災害廃棄物の処理の適用の範囲について、生活環境の回復及び生活衛生の保持の視点から、浄化槽や便槽の撤去についても、対象を拡大
 - (2) 所管区域を超えたがれきの一体的な除去・処分及び処分手続きの簡素化
 - (3) 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を進めるため、災害廃棄物処理事業費補助金について、仮置き場の土地購入費、中小企業以外で一定の要件に該当する企業の事業所の解体費用、家屋の基礎等地下構造物の撤去費用、解体工事以外の諸経費についても、補助の適用を拡大
 - (4) 処理施設を公設する場合の財政措置及び許認可の簡素化等の措置（特区制度等）
- 3 国立公園施設の早期復旧
 - 4 激甚災害の指定に伴う特別の財政援助の対象にごみ処理施設、廃棄物処理事業、浄化槽整備事業等を加えるとともに、適用要件の緩和及び対象事業の助成率の引上げ
 - 5 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ
 - 6 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等
 - 7 大気汚染常時監視測定機器等の復旧に要する費用の財政的支援
大気汚染防止法に基づく法定受託事務として知事が行っている大気汚染状態の常時監視機器及び局舎等の関係設備が流出したことから、その復旧に要する費用に対する国からの補助等の財政的支援

【共通】

- 1 災害復旧事業等の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ等の財政措置の拡充
- 2 建設中の施設の被災に対する災害復旧事業の適用等の財政措置
- 3 国庫補助金を導入して整備した施設等の滅失に係る国庫補助金の返還免除
- 4 個人所有の施設の取り壊しに係る補助制度の創設
- 5 今後策定する復興のための計画に基づく事業に係る財政措置の創設（交付金の創設、特別の地方債の創設、元利償還金に対する手厚い財政措置）
- 6 国の2次補正による国庫補助事業などの対象は、2次補正予算成立日にかかわらず、1次補正予算成立日以降に地方において予算措置したものを対象とすること